奈良県景観・環境保全センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第十二号

奈良県景観・環境保全センター所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

奈良県景観・環境保全センター所長に対する事務委任規則（平成二十一年三月奈良県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号(五)中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第一項」に、「第十七条の八」を「第十七条の九」に改め、同号(六)及び(七)中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同号〔十一〕中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改め、同号〔十二〕中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同号〔十三〕中「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同号〔十四〕中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号〔十五〕中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、第二号〔十四〕中「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同号〔十五〕中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。